

「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の 進捗状況に関する再質問等に対する回答」の修正等について

令和4年度第1回長岡市障害者施策推進協議会にて配布及び説明しました「第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の進捗状況に関する再質問等に対する回答」に対し、御指摘や再質問をいただきましたので、以下のとおり修正及び追加回答いたします。

(1) 令和3年度長岡市障害者施策推進協議会資料 (No. 2-1 整理番号 1～4) についての御質問等

当初いただいた御質問等①
<p>第6期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第2期障害児福祉計画 (P. 23)</p> <p>第1章 差別解消に向けた相互理解への取り組み</p> <p>第2節 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発</p> <p>「◆現状と課題」の2つ目の○の4行目からにおいて、</p> <p>「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供といった障害者差別解消法の趣旨や、障害と障害のある人に対しての正しい理解を深めるため、各種の取組による効果的な啓発広報を行う必要があります。<u>とりわけ、民間事業者については、障害のある人が日常的に利用するところであるため、いかに効果的に周知を行っていくかが課題となっています</u>」とし、これを受ける形で、</p> <p>「◆計画の方向」(Plan)の6つ目の○において、</p> <p>「市政だより等で障害者差別解消法や障害者理解に関する広報周知を行うとともに、障害者差別解消法の趣旨や障害者に関する理解の促進を目的とした出前形式の講座により、市民及び民間事業者等への啓発活動に努めます。」としています。</p> <p>① 主要事業実施状況からは、「障害者への理解促進」に関しては様々な取り組みが行われ、その実績 (Do) と評価 (Check) を確認できますが、「障害者差別解消」に関しては、記載が全くなく実績 (Do) と評価 (Check) を確認することができません。令和3年度の「障害者差別解消」の取り組みに関する実績 (Do) と評価 (Check) について教えてください。【再掲】</p> <p>② 削除された文章に「<u>とりわけ、民間事業者への周知が課題</u>」としている部分があります。民間事業者への周知についての取組 (Do) とその評価 (Check) について教えてください。</p>
当初回答①
<p>① 障害当事者団体、障害者の家族団体、ホームページを通じて障害者差別の解消に関するアンケートを実施しました (回答数 69 件)。また、障害者週間においてホームページや市政だよりを活用し、差別解消や障害者に関わるマークを掲</p>

載し、周知を図りました。障害者差別解消支援地域協議会を書面開催し、庁内事例及びアンケート結果等の情報共有を行いました。引き続き市民及び事業者等への周知啓発に取り組んでまいります。

- ② 障害者差別解消法に係る民間事業者向けのリーフレットを長岡市ホームページに掲載しました。また、景況調査の対象企業（400社）に対してリーフレットを送付しました。障害者差別解消法については、罰則規定がある雇用促進法と比べて未だ認知度が低いと認識しておりますので、より多くの方に知っていただくことができる効果的な周知方法を今後とも検討してまいります。

当初回答に対し、いただいた追加質問①

障害者差別解消法の次期改正により、民間事業者の合理的配慮が義務規定になります。すでに他の自治体では、障害者差別解消法の次期改正により、合理的配慮が義務規定になる旨をリーフレットに記載して周知を図っているところもあります。長岡市のリーフレットにはどのように記載し、民間事業者に対し周知を図っているのでしょうか。

追加回答①

昨年度民間事業者に配布した差別解消法のリーフレットには、ご指摘のとおり、改正内容についての記載はありません。今後、ホームページならびに配布するリーフレットは、その時点で最新のものに更新してまいります。

また引き続き、障害者就労支援推進員による企業訪問を通じ、民間事業者への障害者差別解消を周知啓発してまいります。

追伸：リーフレットは先般、義務化を謳った最新のものに更新いたしました。

(2) 前回の回答に対する御質問等

当初いただいた御質問等②

【民間事業者の認知度の把握について】

- ① 障害者を調査対象とした「障害者に対する差別」に関しては、これまでも「長岡市障害者生活実態調査」のなかで調査を実施していますが、障害者差別解消法において「差別解消のための措置等」が求められている民間事業者については、調査が実施されていないように思われます。民間事業者への合理的配慮の義務規定を新たに盛り込んだ改正障害者差別解消法の施行も予定されています。障害者差別解消法の趣旨が民間事業者にどの程度浸透しているかについて長岡市はどのように把握しているか教えてください。
- ② なお、長岡市のホームページ「～障害のある人もない人も共に生きる社会を目指して～障害者差別解消法（平成28年4月施行）最終更新日2022年2月3日」において、障害者差別解消法に対する長岡市の取り組みとして、①市役所内部の取り組み ②障害者差別解消支援地域協議会の設置 ③市民への普

<p>及・啓発活動の実施の三点をあげていますが、この中に民間事業者が入っていないのはなぜですか。併せて教えてください。(長岡市障害者基本計画では「市民及び民間事業者等への啓発活動に努めます。」とあります。)</p>
<p>当初回答②</p>
<p>① 長岡市（産業立地課）では、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害者就労支援推進員を配置し、推進員と職員が民間事業者を訪問し、相談体制の整備状況や雇用環境の整備状況を確認しております。</p> <p>② ホームページについてはご指摘のとおり修正しました。</p>
<p>当初回答に対し、いただいた御意見②</p>
<p>この質問の趣旨は、「障害者差別解消法の改正により民間事業者の合理的配慮が義務規定になることが民間事業者へのどの程度浸透しているか、市は把握しているか」というものです。それに対し、①「障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ～」という回答がありましたが、質問の趣旨に沿っていません。</p>
<p>修正回答②</p>
<p>① 実態として企業に向けた個別の調査は実施しておらず、障害者差別解消法の趣旨がどの程度浸透しているか、詳細な把握はしておりません。</p> <p>ただ現在、市が雇用する障害者就労支援推進員が日常的に企業訪問活動を続けております。その際、障害者差別解消の周知啓発も兼ねて、さまざまな意見交換をしております。</p> <p>なお、企業訪問の実績ですが、令和3年度はのべ137社、令和4年度は11月25日現在で83社を訪問しました。そうした活動を通じて、多くの企業から障害者差別解消法の趣旨をご理解いただいているとの感触を得ております。</p> <p>② 省略（修正なし）</p>

(3) 令和3年度長岡市障害者施策推進協議会資料（No. 2-1 整理番号 27～30）についての御質問等

<p>当初いただいた御質問等③</p>
<p>【相談体制の整備状況について】</p> <p>障害者雇用促進法は、障害者からの相談に適切に対応するために雇用管理上必要な相談体制の整備を義務規定として民間事業主に対して求めています。</p> <p>① この相談体制整備の達成状況を教えてください。</p> <p>② どのような方法で、達成状況の確認をしているか教えてください。</p>
<p>当初回答③</p>
<p>① 障害者就労支援員等による企業訪問の状況や法定雇用率の達成状況等から推測しておりますが、機を見て状況の把握に努めてまいります。</p>

② 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障害者就労支援推進員を配置し、推進員と職員が民間事業者を訪問し、相談体制の整備状況や雇用環境の整備状況を確認しております。

当初回答に対し、いただいた御意見③

この質問の趣旨は、「障害者雇用促進法において相談体制を整備することが義務づけられていますが、長岡市における相談体制の整備状況を教えてください」というものです。それに対し、「把握に努めている」という回答がありましたが、「整備状況がどうなっているのか」という質問に対し、「把握に努めている」という回答は、質問の趣旨に沿っていません。

修正回答③

① 省略（修正なし）

② 実態として、相談体制整備の達成状況の把握はしておりません。

こちらも前述の企業訪問活動の折に、相談体制の整備状況についても意見交換するようにし、未整備の企業に対しては整備のお願いをしております。